

認定こども園 かつらぎ町立 三谷こども園 重要事項説明書

教育・保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 事業者の運営主体

事業者の名称	社会福祉法人 かつらぎ福祉会
事業者の所在地	和歌山県伊都郡かつらぎ町大字佐野 827 番地の 1
事業者の電話番号	0736-22-6255
代表者氏名	理事長 松岡 脩平
定款に定めた事業	第 2 種社会福祉事業
法人番号	2170005004985

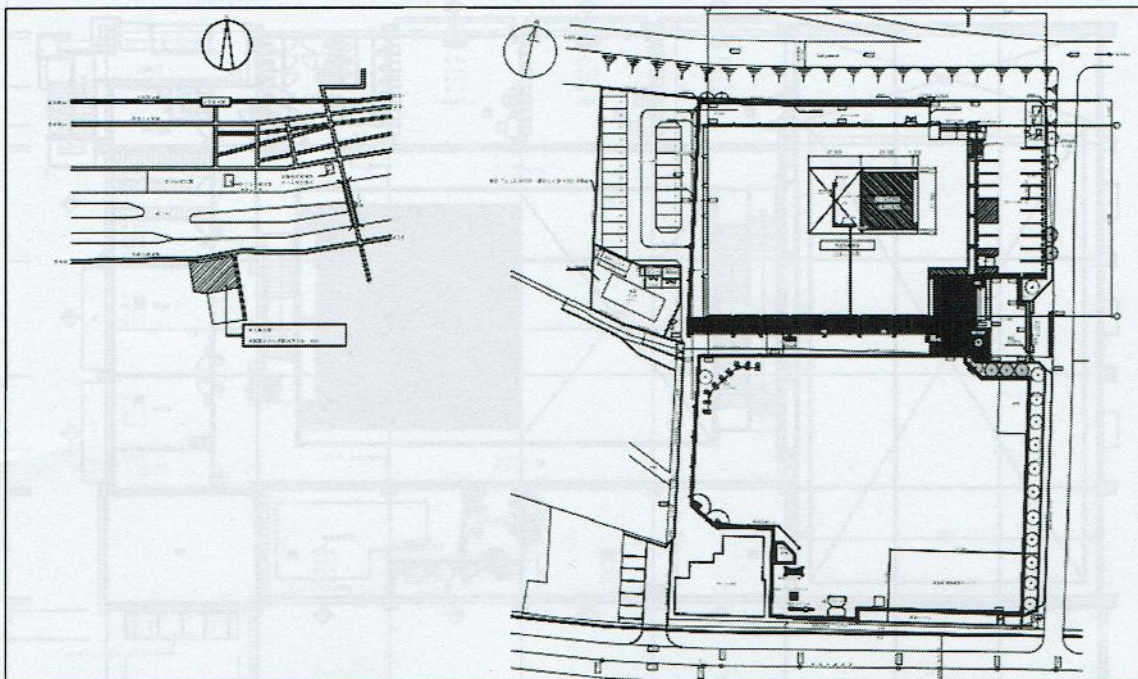
2 施設の概要

種別	保育所型認定こども園						
名称	かつらぎ町立 三谷こども園						
所在地	和歌山県伊都郡かつらぎ町大字三谷 1650 番地の 1						
電話番号	0736-23-3755 FAX0736-22-6260						
施設長氏名	泉 昭						
開設年月日	平成 28 年 4 月 1 日						
利用定員 (年齢別)		0 歳 児	1 歳 児	2 歳 児	3 歳 児	4 歳 児	5 歳 児
	1号 認 定	-	-	-	5人	10 人	10 人
	2号 認 定	-	-	-	38 人	36 人	36 人
	3号 認 定	13 人	22 人	30 人			
取り扱う保育事業	一時保育、延長保育、預かり保育、病児保育 (体調不良児対応型)						

### 3 施設・設備の概要

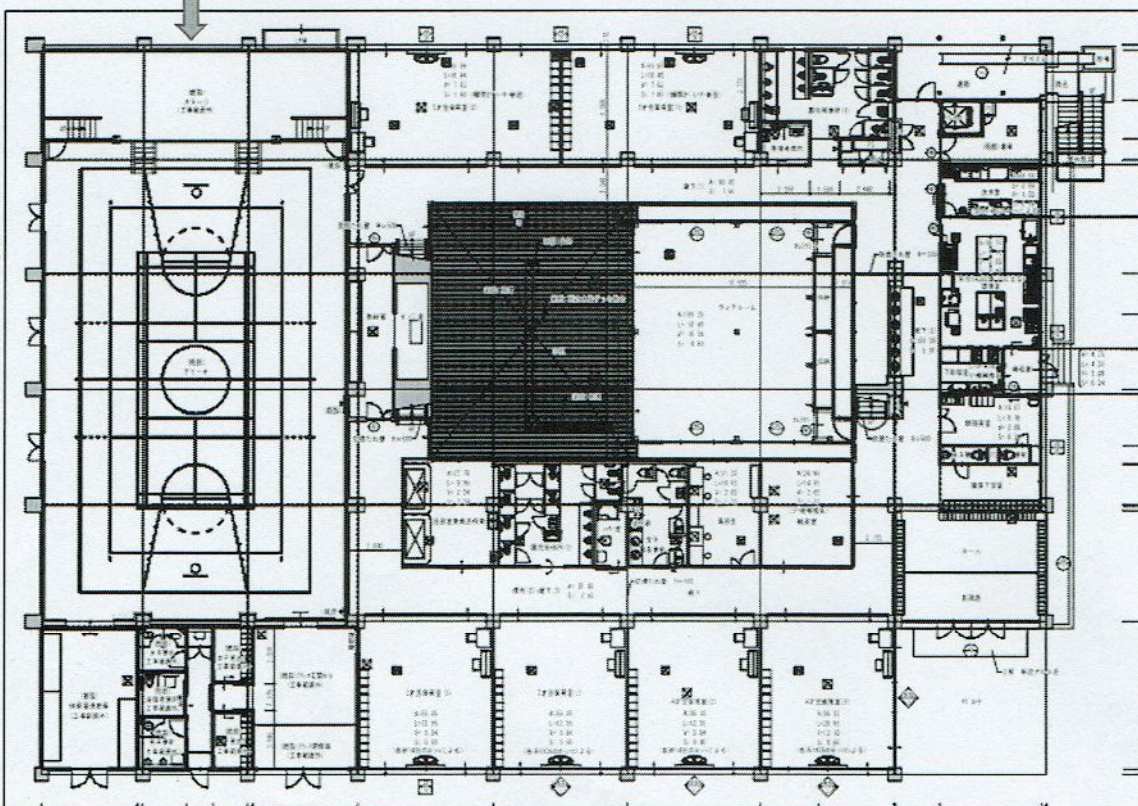
敷地面積		9,717.00 m <sup>2</sup>	
園舎	構造	鉄筋コンクリート（一部鉄骨） 2階建 木造（別棟） 1階建 建築面積 1,772.50 m <sup>2</sup>	
	延床面積	2,093.02 m <sup>2</sup> （アリーナを含む 2,642.91 m <sup>2</sup> ）	
施設設備の数と面積	保育室（3～5歳児）	6室	355.99 m <sup>2</sup>
	ランチルーム	1室	109.25 m <sup>2</sup>
	調理室等	1室	79.01 m <sup>2</sup>
	医務室	1室	28.17 m <sup>2</sup>
	職員室等	1室	48.25 m <sup>2</sup>
	その他（廊下等）		497.70 m <sup>2</sup>
	子育て支援室	1室	225.16 m <sup>2</sup>
	保育室（0歳）	1室	58.26 m <sup>2</sup>
	調乳・沐浴室	1室	13.54 m <sup>2</sup>
	保育室（1歳）	1室	87.30 m <sup>2</sup>
	保育室（2歳）	1室	84.00 m <sup>2</sup>
	遊戯室（フリールーム）	1室	45.52 m <sup>2</sup>
	更衣室	1室	19.32 m <sup>2</sup>
	相談室	1室	12.93 m <sup>2</sup>
	会議室	1室	30.54 m <sup>2</sup>
休憩室	1室	30.54 m <sup>2</sup>	
その他（廊下等）		313.54 m <sup>2</sup>	
計	22室	2,039.02 m <sup>2</sup>	
（かつらぎ町教育委員会）	アリーナ	1室	603.89 m <sup>2</sup>
設備の種類		幼児用プール、冷暖房、映写設備、屋外遊具等	
屋外遊技場（園庭）		2,706.76 m <sup>2</sup>	

《園舎付近図及び平面図》

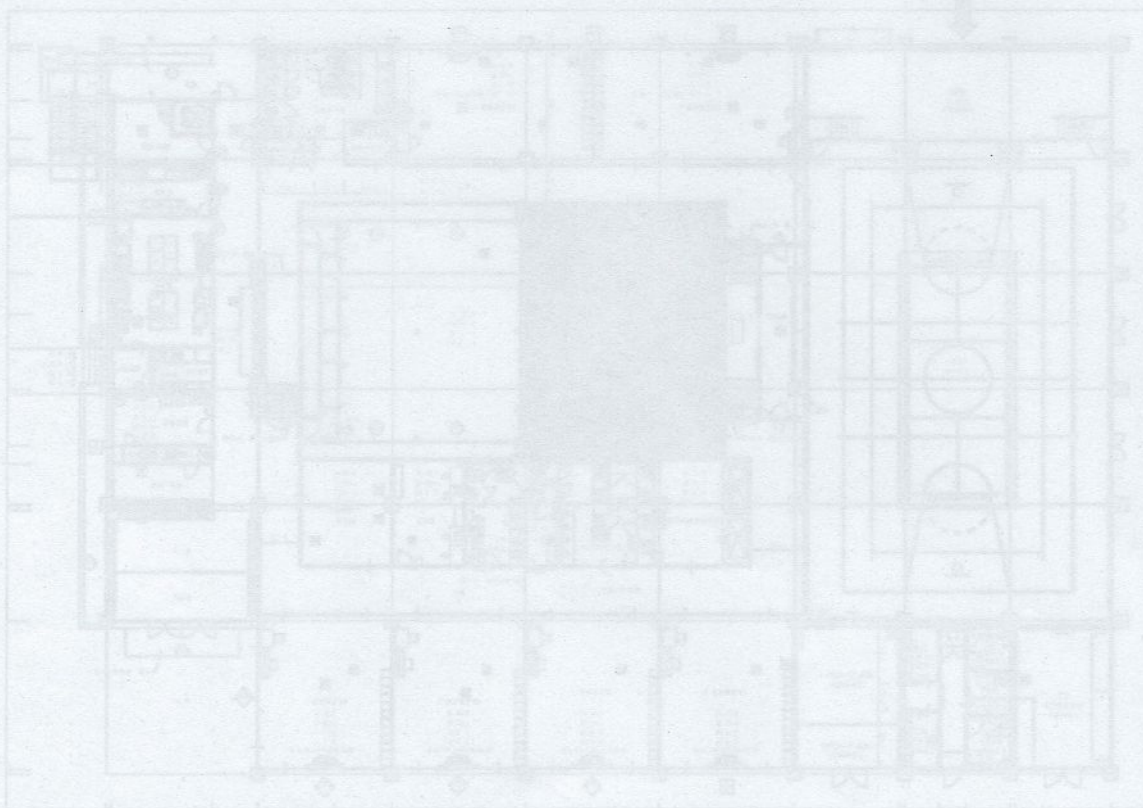
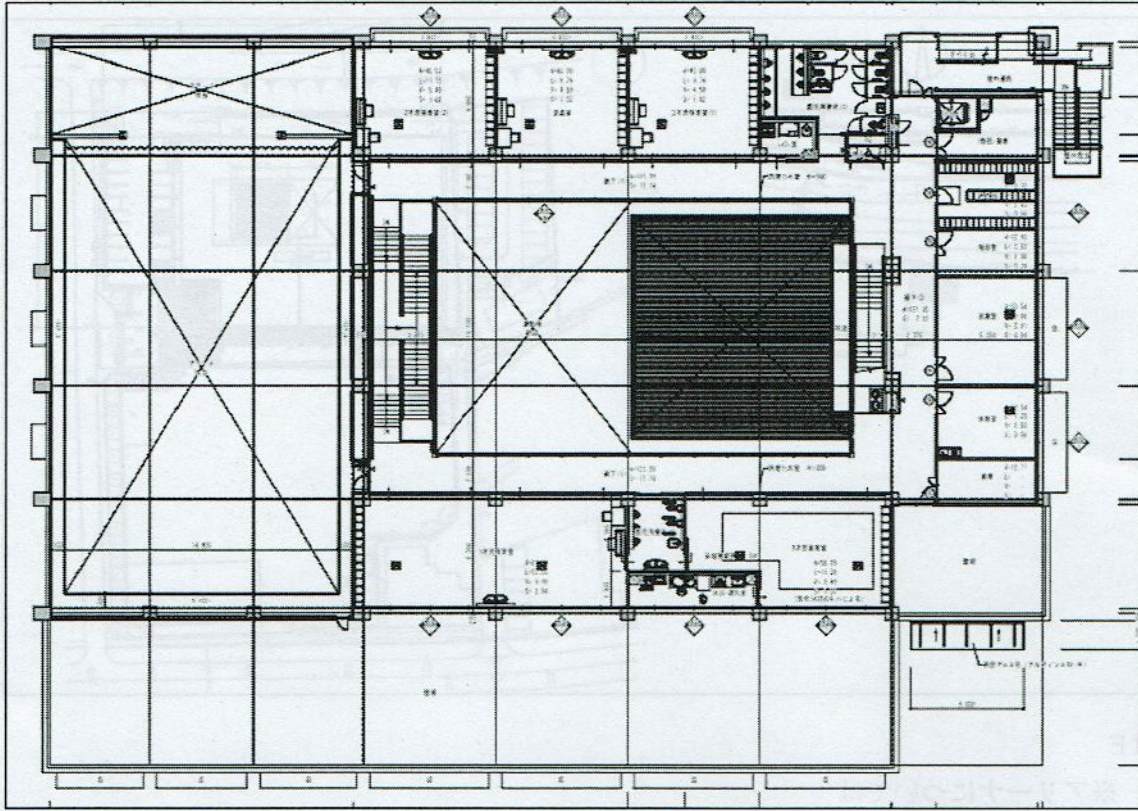


1F

※アリーナについては  
かつらぎ町教育委員会が管理



2F



#### 4 施設の目的、運営方針

目的	<p>かつらぎ町が設置し、社会福祉法人かつらぎ福祉会が運営する認定こども園かつらぎ町立三谷こども園（以下「当園」という。）は認定こども園として、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育・保育並びに満3歳未満の保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図れるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。</p>
運営方針	<p>一人ひとりの子どもが、心身共に健康・安全で、情緒の安定した生活ができる環境を用意し、自己を十分に発揮しながら、人間形成の基礎を培うとともに、子どもの最善の利益を考慮しつつ、その生活を保障し、保護者とともに健やかな育ちを支援する。</p>

#### 5 職員体制

施設長	1人	非常勤（役員）
園長	1人	常勤
主任保育士	2人	常勤
保育士・幼稚園教諭	数人	常勤(国の基準により配置)
栄養士・調理員	4人	常勤
保健師	1人	常勤
事務員	1人	常勤

#### 6 教育・保育を提供する日

開園日	<p>月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、12月29日から31日及び翌年1月1日から1月3日を除く。</p>
-----	---

※1号認定子どもへの教育・保育の提供については、次の休業日を加える。

1. 土曜日
2. 夏季休業 7月21日から8月31日まで
3. 冬季休業 12月25日から翌年1月6日まで
4. 学年末休業 3月25日から同月31日まで
5. 学年始休業 4月1日から同月7日まで
6. 前各号に定めるもののほか、園長が特に必要と認め、町長の承認を得た日

#### 7 教育・保育を提供する時間

##### (1) 開園時間

月曜日から金曜日	午前7時から午後8時
土曜日	午前7時から午後1時

##### (2) 教育標準時間認定に関する教育時間

月曜日から金曜日の教育時間	午前8時30分から午後2時
預かり保育時間	午後2時01分から午後4時30分

##### (3) 保育標準時間認定及び保育短時間認定に関する保育時間

次の時間帯の範囲内で、保育標準時間認定及び保育短時間認定を受けた支給認定保護者が保育を必要とする時間とする。

月曜日から金曜日の保育時間	開園時間の範囲内で原則8時間
土曜日の保育時間	開園時間の範囲内で原則3時間
延長保育時間	午後6時01分から開園時間の範囲内

#### 8 利用料金

基本負担額（世帯の所得の状況等の事情を勘案して市町村が定める額）

利用者負担額（保育料）	市町村が定める金額
-------------	-----------

特定負担金（教育・保育の質の向上を図る目的のため施設が定める額）

費目名（使途）	金額	徴収理由及び金額の根拠
1号・2号認定子どもに係る給食費	月額 1,000円	主食費

実費徴収額（園の利用において通常必要とされる経費であって、保護者が負担することが適当なもの）

費目名（使途）	金額	徴収理由及び金額の根拠
日本スポーツ振興センター 災害共済給付制度の共済掛 金	年額 240円	災害共済掛金 (町負担額135円)
写真代	希望者のみ（枚数に応じて 変動）	写真代（実費）
月刊絵本費	月額 約400円 (クラス年齢・年度により 異なる) ※4歳児以上	月刊絵本代（実費）

## 9 支払方法

利用者負担額（保育料）	毎月10日までに口座振替及び集金袋にて 集金
特定負担額及び実費徴収額	月末に集金袋にて集金

## 10 提供する教育・保育の内容

教育・保育要領に基づいて、教育・保育課程、指導計画をたて、個々の子どもの発達段階や実態、またそれぞれの教育保育期間や園児の生活体験を把握し、個人差や年齢に応じた内容の教育・保育を提供します。

また、子ども達が集団生活の中で安全に、伸び伸びと活動ができるように、環境を整え、保育士が適切にかかわりながら、一人ひとりの子どもの自主性、自発性を大切にする子どもを主体とした総合的な保育を提供します。

《毎日の教育・保育の流れ》

	保育所部		幼稚園部
クラス年齢	0～2歳児【3号認定】	3～5歳児【2号認定】	3～5歳児【1号認定】
7:00	開園 順次登園	開園 順次登園	
8:30	挨拶・視診 持ち物整理	挨拶・視診 持ち物整理	登園 挨拶・視診
9:00	自由あそび 出席調べ	自由あそび 朝の会・出席調べ・	持ち物整理 自由あそび
	朝のおやつ 散歩 指導計画による保育	健康検査・体操 指導計画による教育・保育	朝の会・出席調べ 健康検査・体操 指導計画による教育・保育
11:00	給食 午睡	給食 午睡	給食
13:00	順次目覚め		
13:30	自由あそび		終わりの会 降園準備、順次降園 預かり保育
14:00			
14:30			
15:00	おやつ 終わりの会	おやつ 終わりの会	
16:00	降園準備、順次降園	降園準備、順次降園	
16:30	延長保育	延長保育	最終降園
20:00	閉園	閉園	

《教育・保育の目標》

- ・子ども一人ひとりが年齢・生活経験により、自立した人間として社会と関わり合う力・未来を生きる力の基礎を育む。
- ・健康で安全な生活を作り出す力を養い、柔軟な頭脳と丈夫な身体を育む。
- ・身近な動植物などに興味や関心を持ち、様々な感動体験や生活経験の機会を多く取り入れ、命を大切に作る心を育てる。
- ・経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする気持ちや態度を育て、言葉に対する感覚や表現する力を養う。



《クラス編成》

年齢	クラス名
0歳児	いちご
1歳児	もも
2歳児	うさぎ①・うさぎ②
3歳児	ぱんだ①・ぱんだ②
4歳児	きりん①・きりん②
5歳児	らいおん①・らいおん②

11 給食等について

	提供内容				子ども園での 摂取割合（一 日の摂取カロ リー）
	おやつ（朝）	給食 主食	副食	おやつ（昼）	
0歳児	○	○	○	○	50%  (1050Kcal)
1歳児	○	○	○	○	
2歳児	○	○	○	○	
3歳児	—	○	○	○	40%  (1400Kcal)
4歳児	—	○	○	○	
5歳児	—	○	○	○	

《給食の提供にあたって》

- ・自園調理
- ・献立の提供

子どもの発達段階に合わせ、栄養のバランスを考えて「献立表」を作成し、季節のものや手作りなどを取り入れ、愛情を持って調理します。

- ・食育の取組

子どもが生活と遊びの中で、意欲を持って食に関わる体験を積み重ね、食べることを大切に、食事を楽しみあう子どもに成長するよう取り組みます。

《アレルギー対応について》

当園は、アレルギー対応マニュアルを策定し、それに基づき、適切な対応に努めます。

12 保護者に用意していただくもの

- (1) 入園時にご用意いただくもの

体操服、エンジ半ズボン、スモック等（クラス年齢により異なります。）

3・4・5歳児に関しては、教育・保育に必要な用品（クレパス・のり・はさみ等）を一部個人購入していただくものもあります。

(2) 毎日持参いただくもの

ハンカチ、ポケットティッシュ等

(3) 服装について

制服はありません。

それぞれの年齢に適した服装で、子どもが活動しやすい服を着用して下さい。

(4) その他ご用意いただくもの

おたより帳や掲示板を通じてお知らせさせていただきます。

※詳細は「園のしおり」をご覧ください。

### 13 登園・降園について

送迎は、保護者（大人）の方でお願いします。玄関に登降園管理システムを設置していますので、案内に従い登園・降園を行ってください。

### 14 当園と保護者との連携について

保護者会との連携を密にし、行事等を策定します。ご協力をよろしくお願いします。

### 15 健康診断、健康管理について

(1) 健康診断

学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて実施します。

	対象	回数
園児健康診断	全園児	年2回
歯科検診	全園児	年1回
視力検診	4・5歳児	年2回
尿検査	4・5歳児	年1回
ぎょう虫検査	全園児	年1回

(2) 病児保育（体調不良児対応型）について

保育中に体調不良の状況が生じた場合、保護者の方に連絡させていただきます。お仕事の都合ですぐにお迎えができない場合は、当園の医務室等で、他の健康な児童への感染等に十分な配慮を行い、当該児童の安静が確保されるように努めます。また、保健師を配置し、必要に応じて保育士または教諭を加配します。（あくまでも、病気中のお子さまをお預かりする病児保育とは異なりますので、ご了承ください。）

保健師は児童全体の健康管理・衛生管理等の保健的な対応を日常的に行い、必要に応じ地

域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援等を行います。

医療機関・嘱託医等との連携体制を十分に整え、協力体制を構築します

#### 16 感染症対策について

当園では、感染症又は食中毒が発生、又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防のための衛生管理を、適切に実施します。

感染症にかかった時は、園に届け出て完治するまで休んでいただきます。また、登園される時は、医師に登園してもよいかを確かめて登園届を提出してください。

#### 17 園医

以下の医療機関と園医契約を締結しています。

医療機関の名称	医院長名	所在地	電話番号
米田小児科	米田 勝紀	かつらぎ町妙寺 437-13	0736-22-3065
黒岩クリニック	黒岩 丈清	かつらぎ町妙寺 998	0736-23-2112
木秀クリニック	横手 秀行	かつらぎ町丁ノ町 2530-11	0736-22-8883

#### 18 園歯科医

以下の歯科医と園歯科医契約を締結しています。

医療機関の名称	医院長名	所在地	電話番号
阪中歯科	阪中 孝之	かつらぎ町妙寺 27-1	0736-22-5522
たえなか歯科クリニック	妙中 泰之	かつらぎ町妙寺 151-1	0736-22-4618

#### 19 緊急時における対応

教育・保育の提供中に、子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、お子さまの保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡します。また、園医又は子どもの主治医に相談する等の措置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当認定こども園が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめご了承ください。

また、緊急時における対応について、次の事項について同意及びご承認ください。

◎必要な範囲に限って、こども園が把握しているお子さまの健康管理上の情報を医療機関等に伝えること

◎こども園が医療機関からお子さまのけがや病気の状況、治療内容、注意事項について説明を得ること

◎こども園公用車及び職員自家用車に同乗すること

《近隣の緊急連絡先》

かつらぎ警察署	0736-22-0110
伊都消防署	0736-22-0119

※三谷こども園には、「110 番非常通報装置」と「119 番火災通報専用電話」を設置しています。

また、乳幼児の安全管理対策を推進するため、安全管理対策推進員を定めています。

安全管理対策推進員	山田 彰子
-----------	-------

20 非常災害時の対策

非常災害に関する具体的な計画をたて、防火管理者を定めています。

非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月 1 回以上避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施しています。

防火管理者	森田 和子
消防計画届出年月日	伊都消防署 平成 28 年 4 月 1 日
避難訓練（総合訓練）	6 月 / 2 月に実施
防災設備	消火器、誘導灯、火災報知器 等

また、非常災害対策を推進するため、非常災害の防止に関する計画を作成するとともに、災害対策推進員を定めています。

災害対策推進員	森田 和子
---------	-------

21 賠償責任保険の加入状況

保健の種類	賠償責任保険
保険の金額	<身体> 1 名につき 20,000 千円 1 事故につき 1,000,000 千円
	<財物> 1 事故につき 100,000 千円

22 業務の質の評価について

認定こども園の自己評価	実施方法：アンケートの実施等 公表方法：結果を配布
外部評価	実施方法：かつらぎ町によるモニタリング等 公表方法：閲覧

## 23 苦情相談窓口

要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

相談・苦情受付担当者	氏名：森田 和子 電話番号：0736-23-3755	
相談・苦情解決責任者	氏名：泉 昭	
第三者委員	門 三佐博	かつらぎ福社会理事
	山中 晴夫	地域の代表者
	恩地 千鶴	社会保険労務士

また、人権教育を推進するため、人権教育推進員を定めています。

人権教育推進員	田村 公美
---------	-------

## 24 地域の育児支援について

当園では月 1 回（3・4 月除く）、未就園児を対象に園庭開放を行っております。また、必要に応じ地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援等を行っております。